

令和6年第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日（木） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所会議室1
3. 出席委員 10名
中村英子 安田鷹嗣 那須千代 小森公明 上村博文
境 良一 芥川高一 鎌賀和夫 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 2名
芥川清二 太田桂子
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 安田委員 小森委員
6. 議 事
 - (1) 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第36号 農用地利用集積計画の同意について

事務局 定刻となりましたので、只今から令和6年第10回農業委員会総会を開催いたします。本日、芥川清二委員、太田委員がご欠席ですが、定数の過半数を超えていますので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 稲刈りのお忙し中、ご出席頂きありがとうございます。今年は、米価が昨年度より高いと聞いています。この傾向が継続すると良いのですが、11月には、本市で県下の市が参集し都市協議会を開催します。14日、15日で意見交換と現地視察を予定しています。皆様方のご協力をよろしくをお願いします。

事務局 ありがとうございました。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するという
ことでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、安田委員さんと小森委員さんをお願いします。只今より議案
審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお
願いし、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審
議をお願いします。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請
に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番
について確認委員の那須委員よりご説明をお願いします。

事務局 申し訳ありません。議題に入ります前に、議案書の追加があります。机
上にお配りしております資料2をご覧ください。3条が1件追加となっ
ておりますので2ページのあとに追加をお願いします。

境議長 それでは、申請番号1番について確認委員の那須委員よりご説明をお願
いします。

那須委員 記載事項のとおりです。特に問題無いと思います。ご審議よろしくお願
い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説
明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は3ページ及びスクリーンをご
覧ください。申請地は自宅隣接地で、農機具を所有し、主たる作物はナ
ス、きゅうり、オクラになり、3条の要件は満たしているものと思われ
ます。申請地は、同一申請人から5条申請も提出されていますが、個人
住宅を建築するために分筆を行った残地となっています。自家消費用の
野菜を植えるとのことで、新規就農のため営農計画が提出されています。
以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん
のご意見はありませんか。

中村委員 新規就農の方の年代はおいくつですか。

事務局 50代です。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の安田委員よりご説明をお願いします。

安田委員 渡人は、遠地にお住まいです。特に問題無いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明します。地図は4ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約300m、農業年数は20年、農機具を所有し、主たる作物は米、玉ねぎになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので申請番号2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の長溝委員よりご説明をお願いします。

長溝委員 議案書記載のとおりでありました。詳細については事務局から説明があります。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

- 事務局 申請番号3番について説明します。地図は5ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は500m、農業年数は39年、農機具を所有し、主たる作物は米になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので申請番号3番については承認致します。次に申請番号4番について確認委員の鎌賀委員よりご説明をお願いします。
- 鎌賀委員 議案書記載のとおりでありました。詳細については事務局から説明があります。ご審議よろしくお願い致します。
- 境議長 事務局より補足説明があればよろしく申し上げます。
- 事務局 申請番号4番について説明します。地図は6ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約20kmで、農業年数は10年、農機具を所有し、主たる作物はきゅうりになり、3条の要件は満たしているものと思われます。譲受人は申請地の隣接する農地390㎡を所有しており、あわせて耕作される予定です。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 境議長 異議なしということですので申請番号4番については承認致します。以上、議案第34号について4件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号1番について、確認委員の中村委員より説明をお願い致します。
- 中村委員 既に転用されています。経緯については事務局より説明があると思います。ご審議よろしく申し上げます。

境議長 事務局より補足説明があればよろしくお願ひします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は8ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、三拾町で不動産業等を営む法人です。平成24年2月頃から従業員の駐車場の一部として利用していましたが、病氣療養中により所有者の現場立会いができなかつたことなどからこれまで転用の手続きがされていなかつたため、始末書添付の案件です。先日分筆登記が完了したとのことで今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画用途地域内にある第3種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に申請番号2番について確認委員の那須委員よりご説明をお願いします。

那須委員 特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 事務局より補足説明があればよろしくお願ひします。

事務局 申請番号2番について説明します。地図は9ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、花園町に居住する個人で、将来を見据え新たに住宅を建築する計画を立てたところ、申請地は妻の実家の隣接地であり、居住地に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番について承認します。次に申請番号3

番について確認委員の那須委員よりご説明をお願いします。

那須委員 特に問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 事務局より補足説明があればよろしくをお願いします。

事務局 申請番号3番について説明します。地図は10ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、熊本市東区で不動産業等を営む法人です。申請地周囲は住宅地が広がりつつあり、静かで環境もよく住宅地に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番について承認します。以上、議案第35号について、3件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第36号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。13ページ64番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。65番、66番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の新規及び再設定です。次に14ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が7,651㎡、畑が44㎡、合計が7,695㎡となっています。次に15ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第10回総会時点での令和6年の累計は、基盤法による

利用権の新規設定が 3,930 m²、再設定が 65,038 m²、農業公社による利用権の新規設定が 87,255 m²、再設定が 71,575 m²です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 36 号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀委員にお願いします。

鎌賀委員 これもちまして令和 6 年第 10 回の総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 安田 鷹嗣 印

議事録署名人 小森 公明 印